

西部家畜保健衛生所 ○吉野川庁舎 〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3 TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397
○東みよし庁舎 〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1 TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843
家畜保健衛生所ホームページURL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

酪農家の皆様へ

生乳の安心・安全の確保に取り組んでください

動物用医薬品は、使い方を誤ると家畜に悪影響を与えるだけでなく、投与した動物用医薬品が畜産物に残留し、消費者の健康を損なうおそれがあります。そのため、酪農家自らが日々の生乳の生産管理状況を点検し、生乳中に残留が発生しないよう、適正な使用に努めて下さい。

○使用規制対象医薬品（主に抗生物質、合成抗菌剤等）の使用者は、以下の使用基準の遵守が義務づけられています。

- 1 使用対象動物
- 2 用法・用量
- 3 使用禁止期間（休薬期間）

○使用者は、下記事項を医薬品使用記録(帳簿)に記載するよう努めることが定められています。使用記録は、問題が発生した場合の重要な資料となりますので、関連資料（獣医師の指示書や購入記録など）と一緒に保管しましょう。※**チェックシートへの記載で代用可能です。**

- 1 医薬品の名称
- 2 医薬品の用法・用量
- 3 医薬品を使用した年月日
- 4 医薬品を使用した場所
- 5 使用対象動物の種類、頭羽数及び特徴
- 6 使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺又は出荷することができる年月日（使用禁止期間終了の翌日）

動物用医薬品を使用する際には、獣医師の指示に従い、使用上の注意や休薬期間を必ず守って正しく使いましょう。

詳しくは、最寄りの家畜保健衛生所まで御連絡ください。

＜連絡先＞ 西部家畜保健衛生所
吉野川庁舎 0883-24-2029
東みよし庁舎 0883-82-2397